介護従事者の賃金等

○　平均年齢や勤続年数等が異なるため、単純な比較は困難だが、介護従事者（福祉施設介護員、ホームヘルパー）の賃金は、全産業平均と比較して低い状況にある。

	一般労働者の決まって支給する給与額等													
	全体				男					女				
	決まって支給する給与（注1）	所定内給与額（注2）	平均年齢	勤続年数	労働者の割合（注3）	決まって支給する給与（注1）	所定内給与額（注2）	平均年齢	勤続年数	労働者の割合（注3）	決まって支給する給与（注1）	所定内給与額（注2）	平均年齢	勤続年数
全産業	330.6千円	301.1千円	41.0歳	11.8年	68.0%	372.4千円	336.7千円	41.9歳	13.3年	32.0%	241.7千円	225.2千円	39.2歳	8.7年
福祉施設介護員	210.7千円	199.5千円	36.0歳	5.1年	29.5%	225.9千円	213.6千円	32.6歳	4.9年	70.5%	204.4千円	193.7千円	37.4歳	5.2年
ホームヘルパー	213.1千円	197.7千円	43.8歳	4.8年	17.8%	239.3千円	214.7千円	36.7歳	3.5年	82.2%	207.4千円	194.0千円	45.3歳	5.1年

（注1）【決まって支給する給与】：労働契約、労働協約或いは事業所の就業規則によって予め定められている支給条件、算定方法によって6月1か月分として支給された現金給与をいい、所定内給与額に超過労働給与額を加えたものである。

（注2）【所定内給与額】：所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月1か月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（[1]時間外勤務手当、[2]深夜勤務手当、[3]休日出勤手当、[4]宿日直手当、[5]交代手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

（注3）全産業、福祉施設介護員、ホームヘルパー毎の、男・女の割合。

（出典）平成19年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

有効求人倍率の推移

○　社会福祉専門職種の有効求人倍率は最近急速に高まっている。介護関連職種の有効求人倍率も高まっている。

		平成5	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
全職業	常用、（含パート）	0.70	0.48	0.47	0.60	0.54	0.54	0.66	0.83	0.94	1.02	0.97
	常用（除パート）	0.66	0.40	0.38	0.47	0.42	0.41	0.53	0.71	0.84	0.92	0.87
	常用的パートタイム	1.06	1.08	1.08	1.39	1.28	1.28	1.45	1.32	1.29	1.35	1.30
社会福祉専門職種	常用（含パート）	—	0.25	0.34	0.46	0.54	0.59	0.74	0.86	1.08	1.30	1.53
	常用（除パート）	0.20	0.18	0.25	0.32	0.38	0.43	0.55	0.69	0.91	1.10	1.34
	常用的パートタイム	—	0.62	0.87	1.19	1.31	1.37	1.61	1.47	1.55	1.79	1.96
介護関連職種	常用（含パート）	—	—	—	—	—	—	—	1.14	1.47	1.74	2.10
	常用（除パート）	—	—	—	—	—	—	—	0.69	0.97	1.22	1.53
	常用的パートタイム	—	—	—	—	—	—	—	2.62	2.86	3.08	3.48

○有効求人倍率の地域格差：介護関連職種（常用（含パート））　東京都　2.82倍～　沖縄県　0.69倍

（出典）　職業安定業務統計。数値は年度内各月の平均値。

離職率の状況

○ 介護関係職種の離職率は、

① 全体（正社員と非正社員）で21．6%。

② 全産業と比較すると正社員において高い。

	全体	正社員	非正社員
全産業平均	15.4%	12.2%	25.9%
2職種 計	21.6%	20.0%	22.8%
（訪問介護員）	16.9%	18.2%	16.6%
（介護職員）	25.3%	20.4%	32.7%

（注1）・全産業の出典は、「平成19年度雇用動向調査結果（厚生労働省）」

・全産業の離職率については、以下の算式で算出している。

$$離職率 = \frac{平成19年1月から12月の期間中の離職者数}{平成19年1月1日現在の常用労働者数} \times 100$$

・全産業については、「全体」は「常用労働者」、「正社員」は「一般労働者」、「非正社員」は「パートタイム労働者」を指す。

（注2）・介護職員及び訪問介護員の出典は、「平成19年度介護労働実態調査（介護労働安定センター）」

・介護労働実態調査の離職率については、以下の式で算出している。

$$離職率 = \frac{平成18年10月1日から平成19年9月30日までの離職者数}{回答のあった事業所の平成18年9月30日の在籍者数} \times 100$$

離職率階級別にみた事業所の割合

○ 離職率の分布には、離職率が「10%未満」の事業所と「30%以上」の事業所との二極化が見られる。

	調査事業所数	離職率階級					
		10%未満	10%～15%未満	15%～20%未満	20%～25%未満	25%～30%未満	30%以上
2職種合計	3,367	37.5	10.4	7.7	8.3	7.1	28.9
介護職員計	2,235	36.6	8.9	7.3	7.4	7.1	32.7
訪問介護員計	1,705	44.9	11.2	7.0	8.4	6.9	21.6

（注） 2職種合計：介護職員、訪問介護員の両者またはいずれかのいる事業所における介護職員、訪問介護員を合計した離職率。

（出典）平成19年度介護労働実態調査（介護労働安定センター）

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律

○　本年の通常国会において、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で成立。

【条文】

政府は、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護従事者等が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成２１年４月１日までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

介護従事者の処遇向上に向けて

①　介護従事者等の実態把握

⇒　介護事業者の経営実態や介護従事者の実態について調査。

②　平成２１年介護報酬改定に向けた議論

⇒　「生活対策」において、平成２１年度の介護報酬改定（プラス３．０％）等により介護従事者の処遇改善を図ることが決定。介護報酬改定の具体的な内容については、現在、社会保障審議会（厚生労働大臣の諮問機関）において議論中であり、今後、適切な報酬を設定。

③　介護従事者の処遇改善に向けた取組

⇒　介護従事者の処遇に影響を与える要因としては、介護報酬の水準以外にも、事業者のマネジメントの問題、規制の在り方の問題、現場の事務負担の問題等があるため、介護従事者の処遇改善のためにどのような措置が取り得るか、幅広く検討を行い、できるものから順次実施。

（参考）

平成20年介護事業経営実態調査結果

1．各サービスの状況について（調査年の後ろの括弧内はデータ数）

	調査年		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	収支差率
介護老人福祉施設	17年	(991)	11,327円	9,784円	55.1%	297,000円	87.7%	2.4人	13.6%
	20年	(174)	10,987円　(-3%)	10,591円　(+8%)	60.8%	315,891円　(+6%)	86.5%	2.3人	3.4%
介護老人保健施設	17年	(586)	12,515円	10,974円	49.5%	295,318円	92.8%	2.4人	12.3%
	20年	(208)	12,251円　(-2%)	11,357円　(+3%)	53.6%	307,932円　(+4%)	93.8%	2.4人	7.3%
介護療養型医療施設（病院）	17年	(294)	16,496円	15,934円	57.4%	297,877円	93.8%	1.9人	3.4%
	20年	(92)	16,471円　(-0%)	15,942円　(+0%)	59.2%	309,888円　(+4%)	91.3%	1.9人	3.2%
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	17年	(386)	11,846円	10,947円	56.5%	208,014円	78.5%	1.3人	7.6%
	20年	(373)	12,626円　(+7%)	11,398円　(+4%)	57.8%	232,370円　(+12%)	79.4%	1.3人	9.7%
訪問介護（介護予防含む）	17年	(1,849)	※1　3,833円	※1　3,834円	83.5%	※2　220,510円	※2　38.1%	※3　78.7回	0.0%
	20年	(1,730)	3,485円　(-9%)	3,462円　(-10%)	81.5%	225,099円　(+2%)	40.8%	93.7回	0.7%
訪問入浴介護（介護予防含む）	17年	(331)	※1　12,510円	※1　13,839円	87.5%	255,002円	59.6%	※4　27.4回	-10.6%
	20年	(720)	12,376円　(-1%)	12,191円　(-12%)	78.1%	255,137円　(+0%)	63.3%	30.9回	1.5%
訪問看護（ステーション）（介護予防含む）（※12）	17年	(831)	※1　8,267円	※1　7,790円	77.8%	※5　396,980円	※5　66.9%	※6　69.6回	5.8%
	20年	(288)	8,208円　(-1%)	7,987円　(+3%)	79.4%	369,669円　(-7%)	67.4%	90.4回	2.7%
通所介護（介護予防含む）	17年	(1,874)	※7　8,738円	※7　8,111円	59.7%	235,244円	66.2%	※4　68.4人	7.2%
	20年	(828)	9,404円　(+8%)	8,718円　(+7%)	60.7%	246,781円　(+5%)	65.4%	65.9人	7.3%

	調査年		利用者1人当たり収入（1日当たり）	利用者1人当たり支出（1日当たり）	収入に対する給与費割合	常勤介護職員（常勤換算）1人当たり給与費	看護・介護職員常勤率	看護・介護職員1人当たり利用者数	収支差率
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	17年	-	※7 -	※7 -	-	-	-	※4 -	-
	20年	(216)	12,065円	11,742円	69.0%	241,669円	64.7%	48.4人	2.7%
通所リハビリテーション（介護予防含む）（※13）	17年	(756)	※7 9,683円	※7 7,852円	50.5%	281,494円	79.5%	※4 78.2人	18.9%
	20年	(375)	9,718円 (+0%)	9,276円 (+18%)	63.1%	282,924円 (+1%)	79.5%	69.5人	4.5%
短期入所生活介護（介護予防含む）	17年	(643)	11,175円	10,234円	58.7%	274,838円	87.1%	※4 56.3人	8.4%
	20年	(330)	10,909円 (-2%)	10,148円 (-1%)	59.2%	299,353円 (+9%)	87.3%	64.6人	7.0%
居宅介護支援（※14）	17年	(1,338)	※8 8,601円	※8 9,837円	96.1%	※9 364,846円	※9 88.9%	※9 37.6人	-14.4%
	20年	(1,127)	12,338円 (+43%)	14,441円 (+47%)	99.4%	362,334円 (-1%)	95.5%	26.9人	-17.0%
福祉用具貸与（介護予防含む）	17年	-	-	-	-	※10 -	※10 -	※10 -	-
	20年	(517)	14,062円	13,811円	49.6%	302,245円	92.9%	86.1人	1.8%
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	17年	-	※11 -	※11 -	-	-	-	-	-
	20年	(160)	141,670円	152,990円	72.7%	216,911円	75.0%	1.6人	-8.0%
特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（※15）	17年	(68)	14,770円	13,977円	38.2%	274,221円	71.9%	2.3人	5.4%
	20年	(57)	10,478円 (-29%)	10,018円 (-28%)	48.7%	256,459円 (-6%)	81.3%	2.4人	4.4%

※1：訪問1回当たり　※2：介護職員（訪問介護員）　※3：介護職員1人当たり訪問回数（1月）　※4：看護・介護職員1人当たり延利用者数・延訪問回数　※5：看護職員

※6：看護職員1人当たり延べ訪問回数　※7：利用者1回当たり　※8：実利用者1人当たり　※9：介護支援専門員　※10：福祉用具専門相談員　※11：定員1人当たり

※12：訪問看護（ステーション）については、医療機関と併設している事業所が相当数あること、また訪問看護ステーションは、健康保険の訪問看護も実施していることに留意が必要。

※13：通所リハビリテーションについては、介護老人保健施設や医療機関が実施することに留意が必要。

※14：居宅介護支援事業者については、他サービス事業所と併設している事業者が相当数あることに留意が必要。

※15：収入に占める「保険外の利用料」の割合が40%を超えている。

（注）括弧内は、17年の値と比較した場合の増減率